

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

紀南看護専門学校 令和6年4月1日制定

### 目的

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、紀南看護専門学校の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 定義

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、本校における教育及び研究、その他本校が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本校が行う活動全般について機会の提供を拒否し、または提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付かない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別な措置は不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本校の教育及び研究、その他本校が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全て

の人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担においては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し理解を得るよう努めなければならない。

- 一、教育及び研究、その他本校が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- 二、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 三、費用・負担の程度
- 四、本校の規模・財政・財務状況

#### **障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止**

第4条 教職員はその事務または事業を行うにあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

#### **合理的配慮の提供**

第5条 教職員は法第7条2項のとおり、その事務またはその事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表示があった場合において、その実施に伴い負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、当該障害者の性別、障害の状態に応じて社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

#### **相談体制の整備**

第6条 学校長は、教職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、相談窓口を設置し、これを公表するものとする。

2 前項の相談窓口寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以降の相談等に活用するものとする。

3 前項の窓口については必要に応じ充実を図るよう努めるものとする。

#### **懲戒処分等**

第7条 教職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、または過重な負担がないにも

関わらず合理的配慮の不提供を繰り返した場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

### **教職員への研修・啓発**

第8条 学校長は障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 教職員に対して、障害の特性を理解させ、障害者へ適切に対応するために意識の啓発を図るとともに、新たに教職員になったものに対して、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、研修を実施するものとする。

### **附則（令和6年4月1日制定）**

この要領は令和6年4月1日から施行する。